

伊豆の国市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

伊豆の国市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	4
5. 関連する取組・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6. 今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・	10

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市は、教育大綱の方針として、①「夢と志を持ち、可能性に挑戦する人の育成」 ②「多様性を理解し、人との関わりを大切にする人の育成」 ③「ふるさとに誇りを持ち、伊豆の国市を愛する人の育成」の三つを掲げ伊豆の国市の子供たちの健全な育成をめざしている。

上記のような子供たちを育成するためには、日々、直接的に子供たちと関わる教育職員一人一人が心身ともに健康で生き生きと子供たちに向き合うことが重要であり、学校において働きがいと働きやすさを実感しながら職務に全うできる環境が整っていることが必要である。

「学校における働き方改革」は、本市のめざす教育の実現や地域社会や保護者からの多種多様なニーズを受け、より個に応じた教育の展開が求められる教育職員にとって大変重要であると考ええる。

そこで、本計画を策定することにより、学校に安心安全が確保され、学校が子供たちにとって魅力的で笑顔のあふれる居場所となるよう実効性のあるものにしていく。

(2) 本市の現状

○本市では、平成 31 年 4 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革のための業務改善方針」（以下、「業務改善方針」という）を策定し、教育職員一人一人と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となって業務改善に取り組んできた。

取組の実効性を高めるためには、勤務時間に対する意識改革が不可欠であり、勤務時間の管理を適切におこなうため、併せて「伊豆の国市学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定し、長時間勤務是正の指標となる時間外勤務の上限の目安時間や学校における勤務時間の把握方法を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況に

ついて、令和 6 年度は、以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 30 時間 7 分	24.58%	2.48%
中学校	月 33 時間 13 分	31.10%	2.21%

○市の方針に照らして、毎月の勤務実態調査を行った結果、時間外在校等時間の年平均では、文部科学省が令和 12 年度までに目途としている 30 時間程度に近づいている。本市においては、令和 5 年度より中学校部活動の時間を年間を通じて教育課程内の 16 時 30 分までと定めたため、中学校教職員の時間外在校等時間がそれ以前と比較し大幅に減少している。

今後、現在準備中の部活動地域展開が進むことによって土日の活動は学校から切り離されることになる。

○しかしながら、年度始めや成績処理の時期、学校行事が重なる時期については、全体的に時間外在校等時間は依然と多く、さらに一部職員（教頭、教務主任、主幹教諭、指導部長等）の業務の負担感が大きくなっている。今後も定数の改善や校務を支援するスクール・サポート・スタッフ等の会計年度任用職員の配置拡充を県や国へ要請していく。

○引き続き、校内では、諸会議や学校行事等の見直し、工夫、職務の整理を行いながら、チーム学校として組織的に対応することにより、教育の質を向上させるために必要な時間的余裕を創出することが重要である。

○市教育委員会では、会議や調査、依頼事項等の精選を行うとともに、人的、物的なさらなる支援の検討、また、学校以外が担うべき業務について、学校運営協議会や地域学校協働本部、各関係機関との連携・協力する体制を強化しながら、学校の業務改善の一助となるよう努めていく。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

(いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ・ 1 年間の時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100%にする。

【特例】(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情のある場合)

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 100 時間未満
- ・ 1 年間の時間外在校等時間が 720 時間以内

ただし、月 45 時間を超える月は、1 年間で 6 箇月以内、かつ、連続する複数月(2 个月～6 箇月)それぞれの期間で、時間外在校等時間の平均が 80 時間以内とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数 15 日以上を維持する。【15.3 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %以下にする。【8 %】
- ・ 職員の休憩時間を明確にし、確保できている学校を 100%にする。
- ・ 各校の学校評価アンケートにおいて、業務改善や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する項目を設定し、その肯定評価が 90%以上となる。

例「自分の働き方を工夫したり改善したりしている。」

「ワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事以外での自分の時間がもてている。」等

- ・ 業務改善や働き方改革の取組について、グランドデザイン等へ明記し、学校運営協議会において承認を得る学校が 100%になる。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

文部科学省は、令和 12 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としていることから、本市においては、令和 10 年度末を中間目標期間とし、達成状況を確認する。

ただし、年度ごとに実現すべき取組内容や目標達成への進捗状況を確認し、総合教育会議において報告をするものとする。協議をする中で取組内容や目標を整理し、更新される場合もある。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3 分類」①関係）

- ・教育委員会や学校運営協議会が中心となり、地域学校協働本部や保護者、地域住民によるボランティア、交通安全指導員等が担う体制を構築する。

◆放課後から夜間等における郊外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3 分類」②関係）

- ・勤務時間外の見守りについて学校は実施せず、基本的には地域や関係機関に委ねる。
- ・児童生徒が補導等された際には、保護者が第一義的な責任を負うことについて、市教育委員会が発信をする。児童生徒の指導に関して緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わない。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- ・給食費は既に公会計化されているが、その他の学校徴収金については、原則、学校では現金を扱わないようにルール化する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3 分類」④関係）

- ・各校に配置されている推進員が調整役となり、活動における連絡調整等

を行うものとする。

- ・担当については、教頭や教務主任等に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行う。学校からの連絡についてもデジタル連絡ツールを活用し、文書の郵送などは行わない。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・教職員の不適切な言動や児童生徒のいじめや問題行動等に係る保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案について、教育委員会の報告相談窓口や関係機関との連携において対応する。必要に応じて市の顧問弁護士や県のスクールロイヤーへ相談する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校へ送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、ICTの活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、可能な範囲で事務職員が回答する。
- ・事務処理の適正化や効率化を促進し、教育職員の業務量の平準化と事務負担軽減に向けて、共同学校事務室における共同処理体制を充実させる。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・デジタル連絡ツールの積極的な活用により、紙媒体でのお便り類については、極力縮減する。また、当該業務を行う場合は、積極的にスクール・サポート・スタッフや事務職員、ICT支援員等を活用する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会が中心となって、各校の情報担当やICT支援員と連携を図りながら行う。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、

その管理業務については、教育委員会とも連携しながら状況に応じて事業者等への委託する。

- ・点検に当たっては、学校運営協議会や地域学校協働活動などの外部の視点をより多く取り入れる。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3 分類」⑪関係）

- ・安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、輪番的な役割分担や保護者や地域住民の支援を得るなど、負担軽減を促進する。

◆校内清掃（「3 分類」⑫関係）

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化や職員の輪番等の工夫を進めるとともに、保護者や地域住民の支援を得られるよう働きかける。

◆部活動（「3 分類」⑬関係）

- ・今後の生徒数の推移を確認しながら合同部活動への移行を進め、指導担当の輪番等による負担軽減を促進する。また、生涯学習・社会教育との連携により地域展開が図れるよう、外部指導者や部活動指導員、クラブチーム等の調整に努め、地域による活動体制づくりを推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3 分類」⑭関係）

- ・給食時に行う特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず、教職員等による食物アレルギー対応等の緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

◆授業準備（「3 分類」⑮関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備、片付けその他の補助的な業務については、

スクール・サポート・スタッフ等が中心となっていくとともに、共有サーバーによる教材教具の共有化等、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

◆学習評価や成績処理（「3 分類」⑯関係）

- ・採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、可能な範囲でスクール・サポート・スタッフ等が行うとともに、中学校においては、自動採点ソフトを積極的に活用する。

◆学校行事の準備・運営（「3 分類」⑰関係）

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等との協働を促進するとともに、保護者や地域学校協働本部へ積極的に支援を要請する。

◆進路指導の準備（「3 分類」⑱関係）

- ・キャリア教育の推進については、学校運営協議会や地域学校協働本部との協働を促進し、地域の教育資源を有効活用するとともに、市商工会との連携により職業フェアを継続する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護師、特別支援教育支援員、医療、福祉関係者、特別支援学校地域連携課等、効果的、重層的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員の協働を促進する。特に不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センター（わかあゆ）、校内支援センターの機能強化、社会福祉協議会による継続的な支援を促進する。また、市関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正

化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時間時数や週当たり授業時数については、標準時数を大きく上回るようなことはせず、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。
- ・勤務時間について、自己管理及び服務監督責任者による時間外在校等時間を含む勤務時間の管理が適切に行えるよう、デジタル式の勤怠管理システムを導入する。
- ・勤務時間外（17時30分以降）の電話対応については、自動音声対応とし、緊急時は市教委が対応する。学校と共有が必要な場合以外は、学校への取次ぎは極力控える。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果等も活用して、職場環境の改善に努める。
- ・市教委は、夏季休業中における学校閉庁日を週休日等とつなげることで、一定期間まとまって年次有給休暇やその他の休暇が取得できるよう計画する。
- ・学校ごとに定時退庁日を設けるなど、業務改善「夢」コーディネーターを中心に協議を行い、全教育職員の合意のもと健康や福祉が確保できるよう業務改善や職員厚生を推進する。
- ・各校において休憩時間を明確にし、適切に時間が確保できるよう指導をするとともに、環境設定についての工夫を促す。

5. 関連する取組

- ・各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度伊豆の国市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告をする。
- ・市の業務改善検討委員会において、働き方改革に係る各校の具体的な取組についての情報共有を行い、効果的な取組を横展開していくとともに、行政への要望事項についても吸い上げる。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入する出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・学校での児童生徒や保護者等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に向けて、関係部局・関係機関との連携を強化する。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、直接的に児童生徒や保護者とつながることのできる人材の配置や支援体制の整備を行う。また、学校や市教委からも地域や保護者に向けてその活用について周知する。

6. 今後のフォローアップについて

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画を周知するとともに、静東教育事務所や教員研修協議会等と連携しながら管理職向けにマネジメント等に関する研修機会を計画するなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰りやメンタルヘルスチェック結果に課題が見られる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者や地域（事業所や企業等も含める）の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画や「学校と教師の業務の3分類」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・学校の働き方改革促進に向け、市長と教育委員会、PTA 連絡協議会等の関係者が合同でメッセージを発信する。